

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	口座振替データ伝送業務
発 注 課	会計室出納課
選 定 事 業 者	AGS株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は当初一般競争入札（送付による）を行ったが、入札不調に終わったものである。</p> <p>本業務の性質上、現受託者以外が受託する場合は接続テスト等を行う導入準備期間が必要となるが、一般競争入札に一定期間を要し、結果として、十分な導入準備期間を確保できない状況にある。そのため、導入準備の必要がない、現受託者のAGS株式会社（以下「AGS」という。）が、令和4年3月31日の現契約期間満了後に最も確実かつ速やかに本業務を継続することができる唯一の事業者となるものである。</p> <p>また、本業務に関する一般競争入札は今回で3回目だが、令和元年10月に実施した現契約の一般競争入札以降、今回も含めてAGS以外の応札はなく、仮に再度一般競争入札を行っても、AGS以外からの応札は見込めず、競争性は限りなく低い状況にあると判断される。</p> <p>あわせて、本業務を履行するに当たり、受託者は本市が作成した口座振替データの一部に修正を加えて銀行に送付する必要があるが、現受託者のAGSはシステムを修正して現在運用している。これに対してAGS以外が受託した場合は、当該修正作業が必要となる。したがって、AGSはシステム修正済みであることから、有利な価格で契約を締結できる見込みがある。</p> <p>以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、現受託者であるAGSを特定随意契約の見積者に特定した。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和3年11月19日